

令和 2 年度 第 8 回

十和田市農業委員会総会議事録

期日 令和 2 年 1 0 月 1 6 日

場所 十和田市役所別館 1 階会議室

令和2年度第8回十和田市農業委員会総会

1. 場 所 十和田市役所別館1階会議室
2. 開 会 日 時 令和2年10月16日(金) 午後2時05分
3. 閉 会 日 時 令和2年10月16日(金) 午後2時47分

4. 出席農業委員(19名)

1番	米田拓実君	2番	中野雄一郎君
3番	芋田一弘君	4番	立崎和寿君
5番	山田利昭君	6番	小笠原秋彦君
7番	稲田優憲君	8番	柿本広一君
9番	奥山博君	10番	小田正喜君
11番	外山康仁君	12番	小笠原和男君
13番	箕輪展忠君	14番	竹浦寿広君
15番	野崎さち子君	16番	北上稔君
17番	力石堅太郎君	18番	山崎誠一君
19番	杉山秀明君		

5. 欠席農業委員(0名)

6. 会議に付した案件

報告第33号	農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について
報告第34号	農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について
報告第35号	競売買受適格者に係る農地法第3条許可書の交付について
報告第36号	農地の転用事実に関する照会について
報告第37号	農地等の現況について(土地改良区)
報告第38号	農地法第5条第1項の規定に基づく農地転用許可申請の取下げについて
議案第53号	農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について
議案第54号	農地転用事業計画変更承認に係る意見について

7. 議事録署名委員

7番 稲田優憲君

8番 柿本広一君

8. 会議事件の説明及び職務のため出席した職員

事務局長 今泉卓也

事務局次長 菅原靖雄

事務局農地係長 小笠原満

事務局振興係長 根岸優一

事務局主査 東浩治

事務局主査 中野渡礼央

事務局主査 椛木信人

事務局主査 吉田武範

9. 書 記

事務局主査 吉田武範

議 長（杉山秀明君）出席委員は定足数に達しておりますので、総会は成立いたしました。ただ今より、令和2年10月6日に告示招集いたしました、令和2年度第8回十和田市農業委員会総会を開会いたします。

議 長（杉山秀明君）これより本日の会議を開きます。はじめに、議事録署名委員の指名を行います。お諮りいたします。議事録署名委員は議長において指名することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（杉山秀明君）ご異議なしと認め、議長より指名いたします。7番 稲田 優憲委員、8番 柿本 広一 委員を指名いたします。

議 長（杉山秀明君）会議書記には、吉田 武範 君を、参与には事務局長以下各職員を任命いたします。

議 長（杉山秀明君）次に会期の決定を行います。お諮りいたします。総会の会期は本日1日限りとしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（杉山秀明君）ご異議なしと認め、総会の会期は本日1日限りと決定いたしました。

議 長（杉山秀明君）次に報告第33号について事務局から報告をいたします。

事務局長（今泉卓也君）1ページをお願いいたします。報告第33号、農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について。農地法施行規則第68条第1項の規定により、別紙のとおり合意による解約等に係る通知書を受理したので報告する件です。2ページです。農地法によるものが5件12筆37,597平方メートルです。今後の意向は、19番はあっせん希望、20番は未定、21番は3条で売買、22番は基盤法で売買予定、23番の高清水は議案第53号の3条で売買、高見下は未定です。以上です。

議 長（杉山秀明君）報告について、ご意見ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（杉山秀明君）なしと認めます。よって報告第33号を報告済みといたします。

議長（杉山秀明君）次に報告第34号について事務局から報告をいたします。

事務局長（今泉卓也君）3ページをお願いいたします。報告第34号、農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について。農地法施行規則第21条の規定により、別紙のとおり相続等による権利取得の届出書を受理したので報告する件です。4ページから12ページです。今回は21件179筆379,541.37平方メートルで、全て相続による所有権の取得です。あっせん等の希望は79番です。取得後の内容は、自ら耕作、農地として管理、貸借中などです。農地以外の用途になっているものは、64番の現況の一部は宅地です。68番の現況の一部は宅地及び雑種地です。80番の現況の一部は宅地です。81番の1筆は所在地不明となっております。なお、農地以外の用途となっているものについては、今後、分筆及び地目変更の指導をしていきたいと思っております。以上です。

議長（杉山秀明君）報告について、ご意見ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（杉山秀明君）なしと認めます。よって報告第34号を報告済みといたします。

議長（杉山秀明君）次に報告35号について事務局から報告をいたします。

事務局長（今泉卓也君）13ページをお願いいたします。報告第35号、競売買受適格者に係る農地法第3条許可書の交付について。最高価買受申出人等となった競売買受適格者からの農地法第3条第1項の規定に基づく許可申請に対し、別紙のとおり許可書を交付したので報告する件です。14ページです。今回は、1件4筆6,641平方メートルで、令和2年度第6回総会議案第41号で承認した案件で、許可書交付は、令和2年9月17日に行っております。以上です。

議長（杉山秀明君）報告について、ご意見ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（杉山秀明君）なしと認めます。よって報告第35号を報告済みといたします。

議長（杉山秀明君）次に報告第36号について事務局から報告をいたします。

事務局長（今泉卓也君）15ページをお願いします。報告第36号、農地の転用事実に

関する照会について。青森地方法務局十和田支局から別紙土地の現況について照会があったので、現地調査等の結果に基づき別紙のとおり回答したので報告する件です。16ページです。今回の照会は5件8筆1,584平方メートルで、現地調査は10月6日に実施し、法務局への回答は10月7日に行っております。30番は、高清水小学校から東に約150メートル先です。昭和36年建築の倉庫が建っており、20年以上宅地状態にあることから非農地と判断。31番の①②は、三本木農業高等学校から南に約250メートル先です。どちらも、長期間耕作されていないため、栗の木・雑木及び雑草が繁茂しており、農地への復元は困難であることから、非農地と判断。32番の①②は、ちとせ小学校から南東に約350メートル先です。どちらも、昭和62年建築の住宅の庭となっており、20年以上宅地状態であることから、非農地と判断。33番は、大山皮膚科から南に約50メートル先です。宅地分譲の残地で、耕作には不向きな土地であることから非農地と判断。34番の①②は、十和田管工事協会の北側です。どちらも、平成2年建築の住宅の庭となっており、20年以上宅地状態にあることから非農地と判断。以上です。

議 長（杉山秀明君）報告について、ご意見ございませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（杉山秀明君）なしと認めます。よって報告第36号を報告済みといたします。

議 長（杉山秀明君）次に報告第37号について事務局から報告をいたします。

事務局長（今泉卓也君）17ページをお願いします。報告第37号、農地等の現況について（土地改良区）。十和田土地改良区から別紙土地の現況について照会があったので、現地調査等の結果に基づき別紙のとおり回答したので報告する件です。18ページです。今回の照会は、1件1筆2,069平方メートルで、現地調査は10月6日に実施し、十和田土地改良区へは10月7日に回答しました。1番は、六日町生活改善センターから北に約400メートル先です。作物は栽培されていないが、耕起はされており適切に管理されていることから、農地と判断。また、転用許可及び利用権設定は、ありません。以上です。

議 長（杉山秀明君）報告について、ご意見ございませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（杉山秀明君）なしと認めます。よって報告第37号を報告済みといたします。

議 長（杉山秀明君）次に報告第38号について事務局から報告をいたします。

事務局長（今泉卓也君） 19ページをお願いします。報告第38号、農地法第5条第1項の規定に基づく農地転用許可申請の取下げについて。農地法第5条第1項の規定に基づき申請のあった農地転用許可申請について、別紙のとおり当事者による取下願の提出があったので報告する件です。20ページです。この件は、令和元年度第11回総会議案第73号で許可申請があったものですが、申請人を変更する理由で、令和2年10月1日付けで取下願が受理されました。以上です。

議長（杉山秀明君） 報告について、ご意見ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（杉山秀明君） なしと認めます。よって報告第38号を報告済みといたします。

議長（杉山秀明君） ここからは議案に入ります。今月担当した農用地利用調査班の調査員は、外山班長、芋田委員、立崎委員の3名です。10月6日に現地調査及び市役所別館4階会議室での聴取調査を行っております。

議長（杉山秀明君） 次に議案第53号を上程いたします。事務局から提案理由の説明をいたします。

事務局長（今泉卓也君） 21ページをお願いいたします。議案第53号、農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について。農地法施行令第1条の規定により、別紙のとおり許可申請書の提出があったので審議を求める件です。内容は、22ページから26ページになります。以上です。

議長（杉山秀明君） 許可申請に係る現地調査及び聴取調査の結果について報告願います。11番 外山 康仁 委員、お願いいたします。

報告委員（外山康仁君） それでは、第3条の許可に関する報告をいたします。今回の3条申請は合計18件、このうち所有権移転8件、賃借権設定4件、地上権設定6件となっています。まず、所有権移転ですが、22ページの申請番号49番から53番までは、相手方要望による売買で、23ページの申請番号54番から56番までは、親子による贈与です。次に、賃借権による権利の設定ですが、24ページの申請番号30番から33番までは、労力不足によるものです。次に、地上権の設定ですが、25ページの申請番号1番から26ページの申請番号6番までは、営農型の太陽光発電事業を実施するにあたり、発電設備の設置者と営農者が別であることから、地上権の設定を行うもので、今回同時に5条の農地転用が申請されています。なお、これらの申請の許可要件についてですが、農地法第3条第2

項各号及び農地法関係事務に係る処理基準に照らして判断したところ、お手元の農地法第3条調査書のとおり、許可要件のすべてを満たしていると考えられます。以上、現地確認及び写真確認の結果、申請地はすべて農地として管理されており、また、申請書は適当と認められます。報告は以上です。

議長（杉山秀明君）外山委員、ご苦労様でした。

議長（杉山秀明君）事務局から補足説明をいたします。局長。

事務局長（今泉卓也君）25ページから26ページの地上権について補足いたします。この6件は、5条転用での一時転用が許可されることを前提としていますので、3条の許可日は、県知事からの5条転用許可日と同じ日となります。以上です。

議長（杉山秀明君）これより質疑に入ります。ありませんか。

委員（竹浦寿広君）はい。

議長（杉山秀明君）はい14番、竹浦委員。

委員（竹浦寿広君）14番竹浦です。権利を設定使用する期間、10年間と3年間がありますが、これは何年でもいいわけですか。一応決まっていますか。地上権設定のところですか。

議長（杉山秀明君）局長。

事務局長（今泉卓也君）10年間の部分ですが、相手方が認定農業者の場合は10年間です。そうでなければ通常は3年間の設定となっています。

議長（杉山秀明君）よろしいでしょうか。

委員（竹浦寿広君）はい。

議長（杉山秀明君）そのほかに、ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（杉山秀明君）なしと認めます。お諮りいたします。本件を原案のとおり許可することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（杉山秀明君）ご異議なしと認めます。よって議案第53号は許可することに決定いたしました。

議長（杉山秀明君）次に議案第54号を上程いたします。事務局から提案理由の説明をいたします。

事務局長（今泉卓也君）27ページをお願いします。議案第54号、農地転用事業計画変更承認に係る意見について。農地法第5条第1項の規定により、許可した農地転用事業について、別紙のとおり農地転用事業計画変更承認申請があったので、青森県知事に送付するための意見を求める件です。28ページから30ページです。この3件の案件は、平野商事株式会社から北西に約200メートル先にあり、元々一帯となった農地だったものを、昭和49年に管理舎外建築で転用が許可されており、完了届が出されていない状態でした。28ページの建売分譲の工事を着工したところ、後に転用が未完了の農地であることが判明し、この建売分譲を実施するには、転用が許可された一帯の土地を全て完了させる必要があるため、今回正式に3件まとめて変更申請を行うものです。28ページは、別の承継者が、建売分譲5棟建築として事業計画を変更するもので、この件が判明してからは工事を中断しており、始末書付きです。29ページは、別の承継者が、アパート2棟建築として事業計画を変更するもので、すでに昭和62年と平成11年に建築済みのため、始末書付きです。30ページは、通路整備として事業計画を変更するもので、すでにアパートへの進入路として使用されてきたことから、始末書付きです。この3件の案件は、議案第55号の5条申請もされております。以上です。

議長（杉山秀明君）これより質疑に入ります。ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（杉山秀明君）なしと認めます。お諮りいたします。本件を原案のとおり許可相当することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（杉山秀明君）ご異議なしと認めます。よって議案第54号は許可相当とすることに決定いたしました。

議長（杉山秀明君）次に議案第55号を上程いたします。事務局から提案理由の説明をいたします。

事務局長（今泉卓也君） 31 ページをお願いいたします。議案第55号、農地法第5条第1項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について。農地法第5条第3項の規定により、別紙のとおり許可申請書の提出があったので、青森県知事に送付するための意見を求める件です。内容は、32 ページから35 ページになります。以上です。

議長（杉山秀明君） 許可申請に係る現地調査及び聴取調査の結果について報告願います。3番 芋田 一弘 委員、お願いします。

報告委員（芋田一弘君） それでは、第5条の農地転用に関する報告をいたします。今回の第5条の農地転用申請は、19件です。申請番号28番の転用事由は、8区画分の宅地分譲です。譲受人は、農地を売買で取得し、隣接する転用完了地と合わせて宅地分譲をするものです。なお、隣接する転用完了地を短期間に別目的で利用することになったため、始末書が添付されております。場所は、さとの整形外科クリニックから北西に約150メートルです。農地区分は、都市計画法の用途地域内であるため、第3種農地に該当します。申請番号29番の転用事由は、10区画分の宅地分譲です。場所は、十和田中学校から北西に約250メートルです。農地区分は、都市計画法の用途地域内であるため、第3種農地に該当します。申請番号30番の転用事由は、2区画分の宅地分譲です。場所は、北園幼稚園から北東に約100メートルです。農地区分は、都市計画法の用途地域内であるため、第3種農地に該当します。申請番号31番の転用事由は、普通住宅の建築です。譲受人は、使用貸借により親から農地を借り受けて普通住宅を建築するものです。なお、住宅部分に要する面積は、475.55平方メートルで、500平方メートルを下回るため、要件を満たしております。場所は、ちとせ小学校から南東に約350メートルです。農地区分は、都市計画法の用途地域内であるため、第3種農地に該当します。申請番号32番の転用事由は、4棟分の建売分譲です。場所は、ちとせ小学校から西に約200メートルです。農地区分は、市道に上下水道の2管が埋設し、申請地から500メートル以内に、ちとせ小学校と皮膚科医院があるため、第3種農地に該当します。申請番号33番から35番まで申請地は同じ場所で、先ほどの議案第54号で事業計画の変更が承認された案件です。申請番号33番の転用事由は、5棟分の建売分譲です。申請番号34番の転用事由は、アパート2棟の建築で、既に建築済みです。申請番号35番の転用事由は、通路の整備で、既に整備済みです。場所は平野商事株式会社から北西に約200メートルです。農地区分は、都市計画法の用途地域内であるため、第3種農地に該当します。なお、いずれも違反状態を是正するため今般始末書付きで申請が提出されております。申請番号36番の転用事由は、ドラッグストアの建築です。譲受人は、賃貸借により農地を借り受けてドラッグストアを建築するものです。場所は、株式会社田中組の西側です。農地区分は、都市計画法の用途地域内であるため、第3種農地に該当します。申請番号37番の転用事由は、太陽光発電設備の設置です。譲受人は、賃貸借により農地を借り受けて太陽光発電設備を設置す

るものです。申請地に太陽光パネル189枚を設置し、出力49.5キロワットの発電を想定しています。場所は、藤坂小学校から北西に約450メートルです。農地区分は、市道に上下水道の2管が埋設し、申請地から500メートル以内に、藤坂小学校と内科医院があるため、第3種農地に該当します。申請番号38番の転用事由は、太陽光発電設備の設置です。譲受人は、賃貸借により農地を借り受けて太陽光発電設備を設置するものです。申請地に太陽光パネル168枚を設置し、出力41.2キロワットの発電を想定しています。場所は、藤坂小学校から北西に約450メートルです。農地区分は、市道に上下水道の2管が埋設し、申請地から500メートル以内に、藤坂小学校と内科医院があるため、第3種農地に該当します。申請番号39番の転用事由は、普通住宅の建築です。場所は、西小学校から南東に約250メートルです。農地区分は、第1種農地ですが、西に住宅が隣接していることから集落接続に該当し、不許可の例外となります。申請番号40番の転用事由は、駐車場の整備です。譲受人は、農地を使用貸借し、社用車及び従業員駐車場を整備するものです。場所は、南小学校から南西に約800メートルです。農地区分は、第1種農地に該当しますが、既存施設の2分の1以内の拡張であることから、不許可の例外となります。申請番号41番から46番までは、申請事業者が同一であり、転用事由も、一時転用による営農型の太陽光発電設備を設置するものです。申請番号41番のパネル下部での予定作物はそばです。場所は、十和田西高校から北に約450メートルです。農地区分は、第1種農地に該当しますが、一時転用であることから、不許可の例外となります。一時転用の期間は3年です。申請番号42番のパネル下部での予定作物は牧草です。場所は、赤沼土地改良区から南東に約200メートルです。農地区分は、農用地区域内農地ですが、一時転用であることから、不許可の例外となります。一時転用の期間は、認定農業者であることから10年です。申請番号43番のパネル下部での予定作物は大豆です。場所は、みのり苑から北に約550メートルです。農地区分は、農用地区域内農地ですが、一時転用であることから、不許可の例外となります。一時転用の期間は3年です。申請番号44番のパネル下部での予定作物は水稲です。場所は、甲東中学校から西に約300メートルです。農地区分は、農用地区域内農地ですが、一時転用であることから、不許可の例外となります。一時転用の期間は3年です。申請番号45番のパネル下部での予定作物は、水稲と小麦を3年毎に作物を変えて作付けする予定です。場所は、ローソン池ノ平店から北に約550メートルです。農地区分は、農用地区域内農地ですが、一時転用であることから、不許可の例外となります。一時転用の期間は、認定農業者であることから10年です。申請番号46番のパネル下部での予定作物は大豆です。場所は、ワダカン十和田工場から南西に約300メートルです。農地区分は、農用地区域内農地ですが、一時転用であることから、不許可の例外となります。一時転用の期間は3年です。以上、現地調査と聴き取り調査の結果、申請地は、農地転用の要件を満たしており、また申請は許可相当と認められます。報告は以上です。

議長（杉山秀明君） 芋田委員、ご苦労様でした。

議長（杉山秀明君） これより質疑に入ります。ありませんか。

委員（力石堅太郎君） はい。

議長（杉山秀明君） はい、17番。

委員（力石堅太郎君） 17番力石です。太陽光発電のことですが、一時転用、営農型ということで前回、1年位前に許可してたと思いますが、その成果というのはまだ上がってきていませんか。

農地係長（小笠原満君） その成果につきましては、今年度末、2月末か3月末位を予定しています。

議長（杉山秀明君） よろしいでしょうか。

委員（力石堅太郎君） はい。

委員（奥山博君） はい。

議長（杉山秀明君） はい、9番。

委員（奥山博君） お尋ねいたします。ここに太陽光発電と営農型太陽光発電と2つ示してございますが、その差異はなんであるか、一点です。それからもうひとつです、この建物棟数で、太陽光発電に関しては、棟数という形でカウントしておりますが、パネル1枚が1棟という考え方でしょうか、以上です。

農地係長（小笠原満君） 太陽光の設置の一時転用の違いということで、通常の37番と38番の太陽光発電の設置につきましては、通常のパネルで下に何も作物が付いていない、まるっきりの転用といった太陽光の設置の仕方です。で、41番から46番の一時転用による営農型太陽光発電設備の設置ですが、こちらはパネルは付きますが、そのパネルの下で営農を行うというような違いがございます。あと、カウントにつきましては、37番38番の189、168枚につきましてはパネルの数となっています。

委員（奥山博君） はい、了解です。

議長（杉山秀明君） そのほかに、ございませんか。

委員（竹浦寿広君）はい。

議長（杉山秀明君）はい14番。

委員（竹浦寿広君）同じく太陽光についてお聞きします、14番竹浦です。_____ですか、ずいぶんあげてきてますけど、今説明のありましたパネルの下で営農型をしている、例えば畑作、大豆、水稻、これは確か実績を報告しなければならないと思ってますけど、これは作が獲れても獲れなくても関係ない、そのまま県に報告する感じですか。

議長（杉山秀明君）はい、係長。

農地係長（小笠原満君）はい、実績があがってくれば実績報告をそのまま県の方に通達することになります。

委員（竹浦寿広君）例えば平米によって何割以上の収穫がなければならないといったものはあるんですかないんですか。

農地係長（小笠原満君）はい、一応8割です。

委員（竹浦寿広君）8割、たとえば8割獲れなくても報告して終わりですか。

農地係長（小笠原満君）あがってきた数値をそのままあげます。

委員（竹浦寿広君）私が言いたいのは、例えば、_____ですか、確か自分の田んぼに米を付けました。見ている人は分かると思いますが、全部倒伏してます。もうあれは米にならないでしょう、腐って。手で刈ったような跡がありますけど。例えば、米であればほとんどこういう形になるのか。

議長（杉山秀明君）休憩します。

休憩 午後2時40分

（営農型発電設備の営農において、収量を確保するための指導・助言に関する要望）

再開 午後2時45分

議長（杉山秀明君）休憩を解いて、会議を再開します。そのほかにございませんか。

委員（奥山博君）はい。

議 長（杉山秀明君）はい、9番。

委 員（奥山博君）奥山です。営農型太陽光発電に関する件でございますけど、転用事由は、賃貸借、そして一時転用、用途は支柱用地と書いてあります。支柱の許可年限は3年と申しましたよね、3年後になると、支柱用地としては再契約しなければならないのか、一時転用とは、3年が限度なのか、この件についてお知らせ願いたい。

農地係長（小笠原満君）用途の支柱用地ですけれども、一時転用であるため、支柱の面積分だけの転用となっております。次に3年後ですけれども、3年経ったらこのまま継続するのであれば届出が必要ということになっております。あと3年と10年ですけれども、先ほどにも言いましたが10年に関しては認定農業者の方であれば期間は10年間、それ以外は3年間ということになっております。以上です。

委 員（奥山博君）はい、了解です。

議 長（杉山秀明君）そのほかに、ございませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（杉山秀明君）なしと認めます。お諮りいたします。本件を原案のとおり許可相当とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（杉山秀明君）ご異議なしと認めます。よって議案第55号は許可相当とすることに決定いたしました。

議 長（杉山秀明君）以上で今総会に付議されました議事は全て終了いたしました。これもちまして、令和2年度第8回十和田市農業委員会総会を閉会いたします。誠にご苦勞様でした。

————— 閉会 午後2時47分 —————